

復命書

1970年7月7日 不法入域防止用警告板の設置立会及び不法入域者の取締のため、尖閣列島へ出張ほしにて、その概要を下記のとおり復命します。

1970年7月24日

法務局



出入管理庁警備課

課長 比嘉健次

出入管理庁長 大城実殿

庁長		総務課長		係長		係	
		査査課長					

- 出張年月日 1970年7月7日か5 (10日間)
、 16日迄
- 出張先 尖閣列島 (①魚釣島、②南小島、③北小島、④黄尾崎、⑤赤尾崎)

3. 概要

△警告板設置状況

日時	状況
7月7日 08:30	同日午後9時尖閣列島向う石垣港へ出港予定の偏船才3白洋丸(150t)

日 時	状 況
09:30	<p>に乗り込むため、那覇空港も出発。 石垣空港到着。</p> <p>伊佐八重山出張所長の連絡で、上記 のとおり出港予定の白洋丸が、海上注 意警報発令中につき、明日に出港延期 の旨知る。</p>
14:30	<p>八重山建設事務所において、同事務所 長知念三郎、同所主任課長宮城崇嘉、 [redacted] 代表者(本工事請負者) [redacted]、 伊佐八重山出張所長及び本取等出 席のもとに作業打合せも行なう。</p>
7月8日 22:00	<p>オ三白洋丸に乗船。最初の工事現場 である魚釣島をけ石垣港も出発。</p> <p>作業メンバー</p> <p>オ三白洋丸乗組員----- 11人 キャプテン(調査用) 舟頭----- 1人 八重山建設事務所職員-- 3人 [redacted] 従業員----- 4人 出入管理庁職員----- 2人 計 21人</p>

	なお、その他報道関係者4人を含 まれているが、都合により乗船申込を取 消す。
7月9日 01:00	寒冷前線が突入し、強い突風とスー ルに遭遇したため、船体が25°にロー リング。その状態が約3時間続く。
07:00	魚釣島到着。同島北岸より約500 メートル沖に投錨。(風波激しく、適 当な投錨場所の選定に2時間要する。
11:30	八重山建設事務所、取員と本取らが ボートで上陸して島を踏査し、設置 場所を確定。
12:30	人員、資材、器具(約1ト)の揚陸 開始。(すべてエンジン付き小舟と 伝馬舟を使用)
16:20	警告板設置工事完了。
18:00	本工事現場の北小島へ移動。 船中泊
7月10日 07:30	作業開始。上記要領により設置 場所の確定、人員、資材、器具を揚陸。
11:15	警告板設置工事完了。(北小島)。

ハ 本

13:00	文三工事現場の南小島へ移動。
16:20	工事完了(南小島)
17:00	文四工事現場の北小島へ移動(当初文四工事現場として沖南岩が計画されていたが、実際に現地調査の結果、該場所は常時風波が高く、船舶の停泊や人間の工陸出来る所ではないことが判明したため、これを放棄して、比較的台湾漁船が上陸する北小島に二ヶ所設置するに協議のうえ決定。)
19:20	工事完了(北小島) 船中泊
7月11日	クリ舟で八重山建設事務所職員
07:30	と共々沖北岩を現地調査したところ、先記沖南岩同様警告板設置には不適であることが判明した。
08:00	文五工事現場の黄尾崎(久場島)へ移動
09:35	同島到着。前述のように設置場所の調査、人員、資材等の輸送開始。
14:00	工事完了
15:00	文六工事現場の魚釣島(沖北岩の

琉球政府

	代替地として)へ移動
16:30	同島到着。米記同様設置場所の調査、人員、資材等の輸送開始。
19:30	工事完了 船中泊
7月12日	文七工事現場の赤尾崎(大正島)へ
06:00	向け出発。
09:00	同島は、米軍の指定爆薬演習地になっているため、無線電話で本船が八重山警察署へ「同島への到着予定時刻及び同島での作業時間」を通報
11:30	同島到着。米記同様設置場所の調査、人員、資材等の輸送開始。
16:00	工事完了。
22:00	以上をもって警告板設置訂正をすべて完了し、石垣向けの赤尾崎へ出発。
7月13日	石垣港へ到着
09:00	
11:00	新聞記者(琉球新報、八重山毎日)と八重山出張所(当庁)でインタビュー
7月16日	帰任(14日及び15日の両日天候不順のため欠航)

△ 参考事項

(1) 今回の警告板の設置計画に同じ、地元八重山においては、新聞(別添参照)テレビ等で大々的に報道され、住民のこの問題に対する関心度が極めて高い。

(2) 警告板の設置に当っては、その効果(台湾漁夫が比較的不法に陸し、目につくやすい場所)、耐久性(風波等自然による被害)等を充分考慮して綿密に検討した。

(3) 警告板は、別紙設計図(字)のとおり、板と二本の支柱の部分から成り、板にはワイヤメッシュ及び支柱には鉄筋を入れて充分強化してある。

板は、タテ90センチ、ヨコ1メートル20センチ、厚さ5センチ及び重量が130キロ(人間の運搬能力を考慮)で、板面には英、和、中三国語が彫刻され、それぞれの文字に黒いエナメルを塗り込ませ、表面を真白のペンキで塗り、文字を浮かせてある。

支柱は、^{長さ}1.2メートル15センチ、太さは15センチと20センチから成っている。重量100キロ支柱はすべて岩盤に約70センチ穴を掘って

立て、根元をコンクリートで固めてあるので永
久的である。

(4) 警告板は、見晴しのよい場所を選んで、物体
が真白いので、相当遠方から也容易に見
える。

(5) 警告板は組立式で（運搬も容易なよう
に）、千の真鍮のボルトで板と支柱を固
定してある。

(6) 当初 沖北岩及び沖南岩の二ヶ所も設置
計画のうちにあったが、実際に現地調
査をしてみると、風波が高く危険がとまら
ない、人間の土陸、船の停泊できる所
はないことが判明したので、海鳥の卵採取、
水浴及び飲料水補給等で比較的台湾漢
夫の土陸する魚釣島及び北小島にそれ
の二ヶ所を設置することにした。

尖閣列島警告板設置一覽表

設置 順位	設置年月日時	設置場所	備考
1	1970年7月9日 午後4時20分	魚釣島北岸、海拔363メートルの山 道下で海岸約200メートル奥の平らな 岩盤（別添写真、警告板設置状況の一 参照） 島全体クバが発生	あらかじめ、設置場所と南岸に面した石垣予標 柱（石垣予字登野城2392番地）附近（そ の戦術カツオ製造工場）で、人工の入江 と井戸があり、台湾漁船がよく出入りする模様） に予定していたが、風波が高くて舟で近寄 れず止むを得ず左記場所に決定。
2	1970年7月10日 午前11時15分	北小島東海岸中央部、石垣予標 柱附近（石垣予字登野城2390番地） の平らな岩盤（別添写真、警告板設 置状況の二参照）海岸約300メートル	同島はカツオ島の棲息地であり、該 島の卵を採取（食用）する目的で、一 尖閣列島における比較的安易な船舶の 停泊地で台湾漁船が頻りに出入りする。
3	1970年7月10日 午後4時20分	南小島北岸、島の中央部、海岸約 約100メートル奥の小高い岩の上	この周辺は、船体の破片や台湾製の空ミ ンや空ミ症等が散乱し、仮小屋（骨組） が建てられ、泉（飲料水に使用）もあって 台湾船が比較的よく出入りする模様
4	1970年7月10日 午後7時30分	北小島南端、海岸約約400 ⁵ メ 奥の高さ約15メートルの岩盤の上	カツオ島のツマゴを採取するに登り口
5	1970年7月11日 午後2時	黄尾崎（久場島）北岸、海拔 118メートルの山道下、海岸約約50メ 奥の小高い岩の上	全体的に平面で雑草が繁茂し、耕作 地として可能。設置場所のすぐ側に天然 の入江（4.50トンの船は接岸不能）あり。 工事現場から約200メートル離れた

尖閣列島に立ち入り禁止

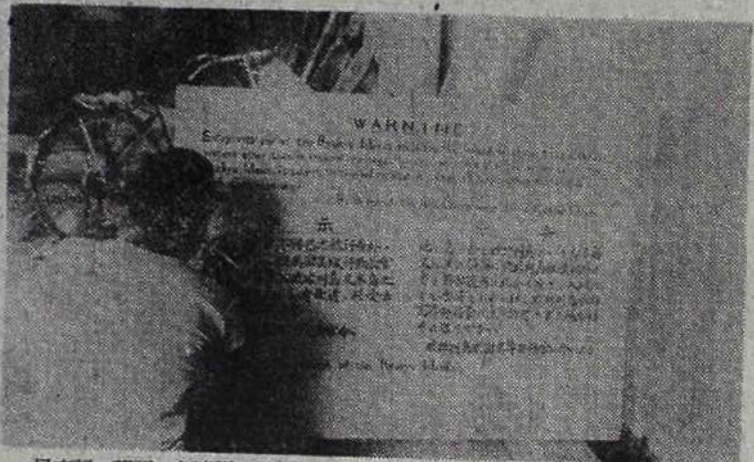
七つの島に標柱建設

きょう九日間、出入理管庁と建設局

政府建設局と出入管理庁は、外国船などが自由に立ち入りし、無差支でたつてくる尖閣列島に立ち入りを禁止する標柱を建てるため、きょう七日から十五日までの九日間の日昼で現地に向かい、標柱建設にあたる。

この標柱建設は、尖閣列島が最近石油問題でクローズアップされているほか、海鳥の安住の地とされているながらも台湾漁船などが自由に不法上陸、海鳥やたまごなどを乱獲し、自然が荒らされているとして、その保護のため行なわれるもので、標柱建設には八重山建設事務所がある。

日晷はきょう七日午後石垣港を出発、十五日までの九日間魚釣島の北小島、南小島など七つの島に四千九百五十ヤの予算を投じてコンクリート製の標柱を建てるが、標柱には「この島を含む琉球列島からの入島、またはこの領海に琉球列島住民以外の者が無差支で入島する場合をふくみ、入域すると告訴される。但し琉球列島米国籍等并務官の許可ある場合はこの限りでない」と日本語、英語などで明記してあり、政府としては、これによって台湾漁船などの不法入域を防ぎ、尖閣列島の自然を保護したいとしている。



日本語、英語、台湾語で書かれ、尖閣列島に建てられる立ち入り禁止の標柱

八重山毎日新聞
1970年7月7日(火)

不法入域防止めざす

尖閣諸島に警告板を設置

【八重山】さる八日から尖閣諸島で警告板の設置作業を行なっていた出入管理庁、建設局を中心とする総勢三千人は十三日前、石垣市に帰着した。一行は魚釣島、北、南小島をはじめとする七つの無人島に日、夜、中の三方田で「不法入域禁止」を記した三センチメートル製の警告板を建てた。

この作業の指揮に当たった比嘉憲次出入管理庁警備隊長は、尖閣諸島の現況を要旨次のように語った。

一、警告板の設置作業は、風波も高くけわしい島の立地条件はばまれて難航したが、無事設置を完了した。この警告板で不法入域に対する実効はないかもしれないが「許可なく入域できない」という認識を植え付けることは期待できると思う。領海侵犯問題は、出入管理庁という一組織だけで広範囲にまたがる洋上を取り締まるのは

不可成であり、警察、農林水産部など関係機関が一体となり、一した取り締まり方針を打ち出す必要がある。

一、台湾漁民の不法入域や海鳥の乱獲は、依然続いている。帯在中、魚釣島で、一隻、大正島で一隻、南小島で十一隻の台湾漁船がたむろしており、退去させた。サバ漁や座頭船の無体作業などは、か竹イカダで上陸、海鳥のタマゴを採集していた。一カゴで二、三百個もタマゴを採集しており、海鳥の減少は著しいものがある。

報 新 球 王 王 充

昭和45年(1970年) 7月14日 火曜日

(地方版)

△ 不法入域者の取締状況について

(1) 今回の出張目的が、主として尖閣列島の各島に不法入域者に対する警告板設置工事の立会であったため、徹底して不法入域者の取締はできなかったが、わずか5日間の短期間で、別紙のとおり直接臨船して船長に対し嚴重警告を与えて即時~~退去~~領海外に退去を命じた台湾漁船6隻、わいわい取締船を見て領海外へ逃走した船名未確認の台湾漁船8隻その他遙か洋上に台湾漁船51艘の數隻を発見するに至った。これらの漁船は従順にわいわいの退島命令に志した。

(2) これら台湾漁船の比較的侵入する区域は、北小島と南小島の中間に位置する海峡及び魚釣島の北岸と南岸である。不法入域の主な目的は、飲料水の補給、水浴、海鳥のフエ採取、休養等である。また、殆んどが台湾省宜蘭県蘇澳地方から約一週間の出境航行で出港し、全部冷凍用水を積みサバ漁を行っている。漁法としては、竹で囲った筏に人が乗ります

る一本釣である。

③ 1970年7月11日午後9時30分頃警告板設置のため、文子白洋丸(佛船)に乗って黄尾崎(久場島)へ行く際、同島北海岸から約300メートル沖に停泊している貨物船1隻と、同海岸にある座礁船の解体作業に従事している台湾人も発見し、現場に赴き当該台湾人につき取調べたところ状況次のとおりである。

1. 貨物船について

船名	[REDACTED]
船籍	[REDACTED]
トン数	380トン
乗員	船長 [REDACTED] 外14名(別添乗員名簿あり)

船舶所属 [REDACTED]

2. 座礁船について

作業責任者である	
国籍	中華民国
位所	[REDACTED]
	[REDACTED]

の言によれば、本座礁船は [REDACTED] 船籍

域者の取締状況

として尖閣列島
の建設

船子

の [redacted] (800トに級中型貨物船)
である。(該座礁船の船尾に白色ペンキ
で [redacted] と明記され容易に判読できた)
該船は、1968年の台風により座礁し、風波
において海岸に打ちあげられた模様。

ハ、不法上陸者について

解体作業のため上陸している者の数は、
14名(別紙旅客名簿のとおり)であり、
れも国籍が中華民国(台湾)である。

これらの者は、琉球に入域するに必要な
旅券及び琉球列島高等弁務官の入域許
証を所持せずして1970年7月7日赤記
[redacted] の乗リ [redacted] から出境し、同月9日
黄尾崎に到着し、以事同島において赤記
座礁船のスラップ収集作業に従事して
るものである。

[redacted] は当局の正式の出港許可を受け
て出港しているが、この場合の目的地が
「無人島」として地名及至は国名を記入
せず、ばく然と取扱っているところに問題が
ある。一方責任者 [redacted] に対し不法入域行為
を追求しても、「座礁船が台湾船であり、この
島は無人島であるので、許可を要しない」と思われ

琉球政府

旨罪悪感が皆無である。とにかくこれ台湾人にその行為の違法性について認識させるのに相当苦勞した。

二 参考事項

1970年7月11日現在の黄尾時におけるスクラップ量は月平均で約200トである。
[] の二往復分に相当し、天候や立地条件がして今月一杯の日数も要する見込み。本取等が滞船した当時は約数トに程々の収集量であった。

なお、スクラップ収集の作業要領は、まづカーバットで^(切断)解体し、竹の筏において少量つつ本船に運ぶ特能率的方法である。解体作業現場には小屋を仮設し、相当量の食料、飲料水、燃料、寝具等を用意されてある。

亦 結 論

一 全員に対し退去命令を發し、時間的関係で確認までに至っていないので、すみやかに外交交渉において台湾政府に対し防止対策を要請するべきであると思われ

域者の取締状況について

№ 5

おいて、本件は別添のとおり箱元八重山
毎日新聞(70.7.14日付)、琉球新報
(70.7.14日刊)で大々く報道され、世
間の注目をひくおこぼれ。

申しおくれは、[REDACTED]は最初1970年7月
1日に[REDACTED]から当該黄尾崎に不法入域している
が、その時は台風による遭難のため4名
の作業員(別添旅客名簿11から14番までの
者)を残留せしめて[REDACTED]へ引返している。


領海侵犯台湾漁船現認狀況

船名	乗員数	現認年月日時	現認場所	処置	備考
1	14人	1970年7月9日 午後5時55分	北小島沖約 100メートル沖合	退去命令 (従順)	漁船官比嘉善博課長、伊佐八重 山出張所取 本船は、サバ漁のため、1970年7月 6日直轄奥蘇澳南方に出港。 船長李阿登。船員3人が海 島の印を採取するため、北小島に上陸して、船内は 約400個の印を発見
2	12人	1970年7月10日 午前10時45分	同上	退去命令 (従順)	漁船官 伊佐八重山出張所取
3	14人	1970年7月10日 午後1時30分	同上	(従順) 退去命令	漁船官 伊佐八重山出張所取
4	10人	1970年7月10日 午後2時	同上	退去命令 (従順)	漁船官 伊佐八重山出張所取
5	10人	1970年7月10日 午後2時30分	同上	退去命令 (従順)	漁船官 伊佐八重山出張所取
6	15人	1970年7月11日 午後6時	魚釣島沖約 300メートル沖合	退去命令 (従順)	現認者 比嘉善博課長、伊佐八 重山出張所取 船長 [redacted] 船員 [redacted]

					船員9人が竹の杖が3つに 垂って魚島釣島の警告板設置 工事現場近くの海岸に上陸し 天然の岩風呂で水浴中のこと を現認。他に水走了個撈獲 し、飲料水採取も兼ねている。
	乗員 15人 作業員 14人 計 29人	1970年7月11日 午前10時	黄尾崎北岸 約300メートル 沖合	運去命令 (警告板設 置作業の都合 で晴向時余裕 がなく確認に 至っていない)	船籍 [redacted] 380トン 船名 [redacted] 1970年7月7日 [redacted] 出港。 1968年3月頃黄尾崎北岸 沖合で難破し、同北岸に打 ち揚がった台湾船 [redacted] (約800トン)の解体のため、 台湾人14名が同海岸に上陸 し、仮小屋を造り、鋼鉄線 のケーブル施設をほこし、 大がかりなクワッパ収集作業 に従事していた。 現認者 比嘉正徳 伊 佐竹取

No. 1
...の取替状況について

No. 1
乗員名簿

	取 名	氏 名	備 考
1	船 長		
2	一等航海士		
3	甲板長		
4	甲板員		
5	,		
6	,		
7	,		
8	機関長		
9	一等機関士		
10			
11			
12			
13			
14			
15	責任者		

この名簿は 1970年7月11日 本船において伊佐所長の作成によるもの。

自基隆抵無人島

旅客名單

自基隆抵無人島 離港日期 59年7月7日

姓 名	年 令	性 別	籍 貫	取 業	事 由	證 件 號 碼	住 址
	41	男	台灣	打勞工	打勞		
	41	♀	♀	♀	♀		
	35	♀	♀	♀	♀		
	37	♀	♀	♀	♀		
	35	♀	♀	♀	♀		
	33	♀	♀	♀	♀		
	45	♀	♀	♀	♀		
	36	♀	♀	♀	♀		
	40	♀	♀	♀	♀		
	45	♀	♀	♀	♀		
		♀	♀	♀	♀		
		♀	♀	♀	♀		
		♀	♀	♀	♀		
		♀	♀	♀	♀		

尖閣列島の取締状況は如何

島 周圍は大小の台湾船の群 尖閣列島 飯小屋を建てて住む

海鳥と卵は減る一方 警告板を建て一行帰る

政府建設局と出入管理庁は、さる八日から五日間の日程で石垣市の行政区域となり、最近開港が石垣問題でクローと、尖閣列島周辺では二十五隻の台湾漁船を発見、十二隻に対し退去命令を出したが、中には不法に上陸し、海鳥のタマゴを獲ったりスクラップの解体をしている者などもあり、海鳥の数が激減しているところよきように思った。

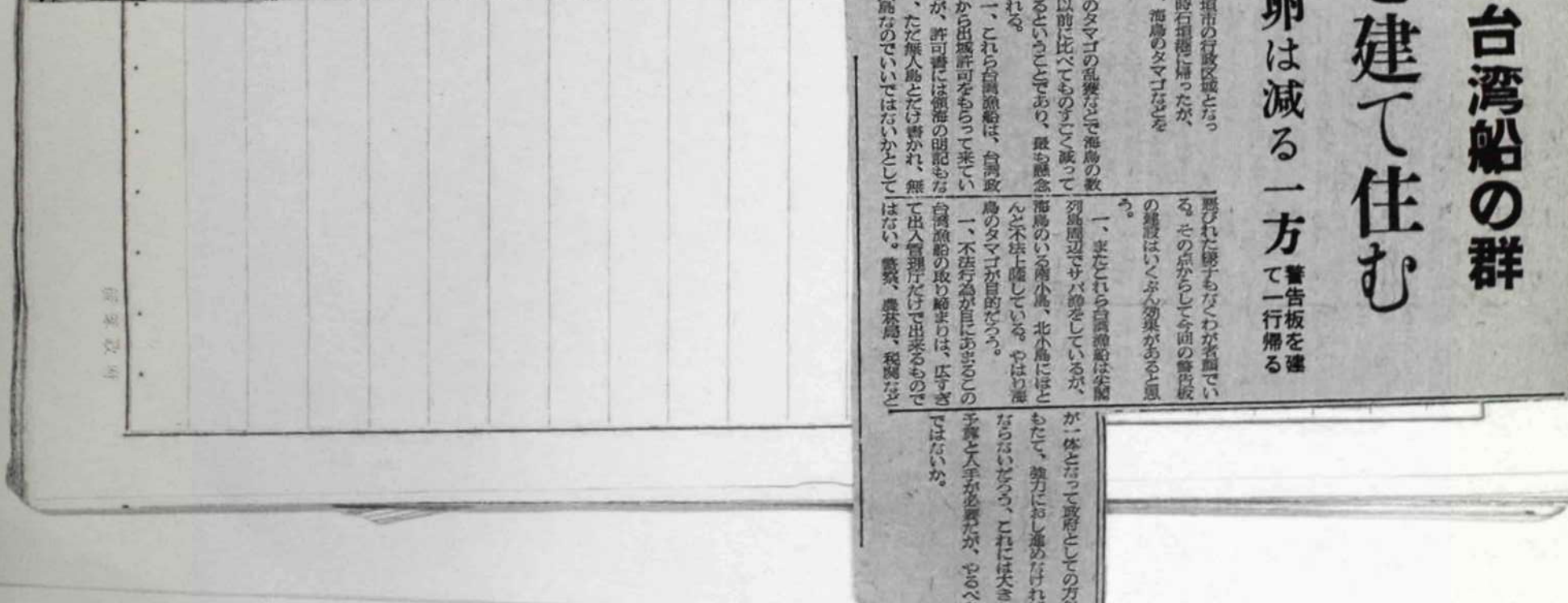
尖閣列島における警世板の建設と伊佐義明八重山支所長らによる、最近開港が石垣問題でクローと、尖閣列島周辺では二十五隻の台湾漁船を発見、十二隻に対し退去命令を出したが、中には不法に上陸し、海鳥のタマゴを獲ったりスクラップの解体をしている者などもあり、海鳥の数が激減しているところよきように思った。

一、尖閣列島周辺では二十五隻の台湾漁船と一隻の貨物船を発見したが、二隻は不法上陸、海鳥の卵を採取し、タマゴを約四百個ほども獲っていたが、許可書には領海の明記もなく、ただ無人島とだけ書かれ、無て出入管理庁だけで出来るものではない。警察、農林局、税関などが一体となって政府としての方針をたて、強力におし進めなければならぬだろう、これには大きな手筈と人手が必要だが、やるべきではないか。

警世板は立ち入りを禁止し、不法上陸すると告訴される旨の警告文が日本語、英、中国語で書かれた幅約二尺、たて六十センチのコンクリート製のもので、魚釣島、北小島、南小島、大正島、クバ島の五つの島に七つの警世板が建設され、政府及び米国民政府としては、この警世板によって、外国人の不法な入域を防ごうという考えであった。

しかし、この工事建設に同行した出入管理庁の比嘉健次警備隊長は、一、現在尖閣列島は海鳥の産卵場であり、ヒナ鳥も多いが、台湾漁船の侵入で、出入管理庁提供の警世板が壊れ、鳥の巣が壊れ、影響を与えている。二、このように影響を及ぼしている。三、このように影響を及ぼしている。四、このように影響を及ぼしている。

根荷会 2355
復元 補償 本土
八重山観光協会 事務所 7
民衆 朱 薬 冷 完 8
T 3



W A R N I N G

Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial waters other than in innocent passage, by persons other than the residents of the Ryukyu Islands, is subject to criminal prosecution except as authorized by the U. S. High Commissioner.

By Order of the High Commissioner of the Ryukyu Islands

告 示

除琉球居民及不得已之航行者外、
任何人等、未經美國高級行政長官
核准、不得進入琉球列島及本島之
領海及領土內。如有故違、將受法
律審判、特此公告

美國高級行政長官令

警 告

此の島を含む琉球列島のいかなる島
又はその領海に琉球列島住民以外の
者が無害通行の場合を除き、入域す
ると告訴される。但し琉球列島米國
高等弁務官により許可された場合は
その限りでない。

琉球列島米國高等弁務官の命による

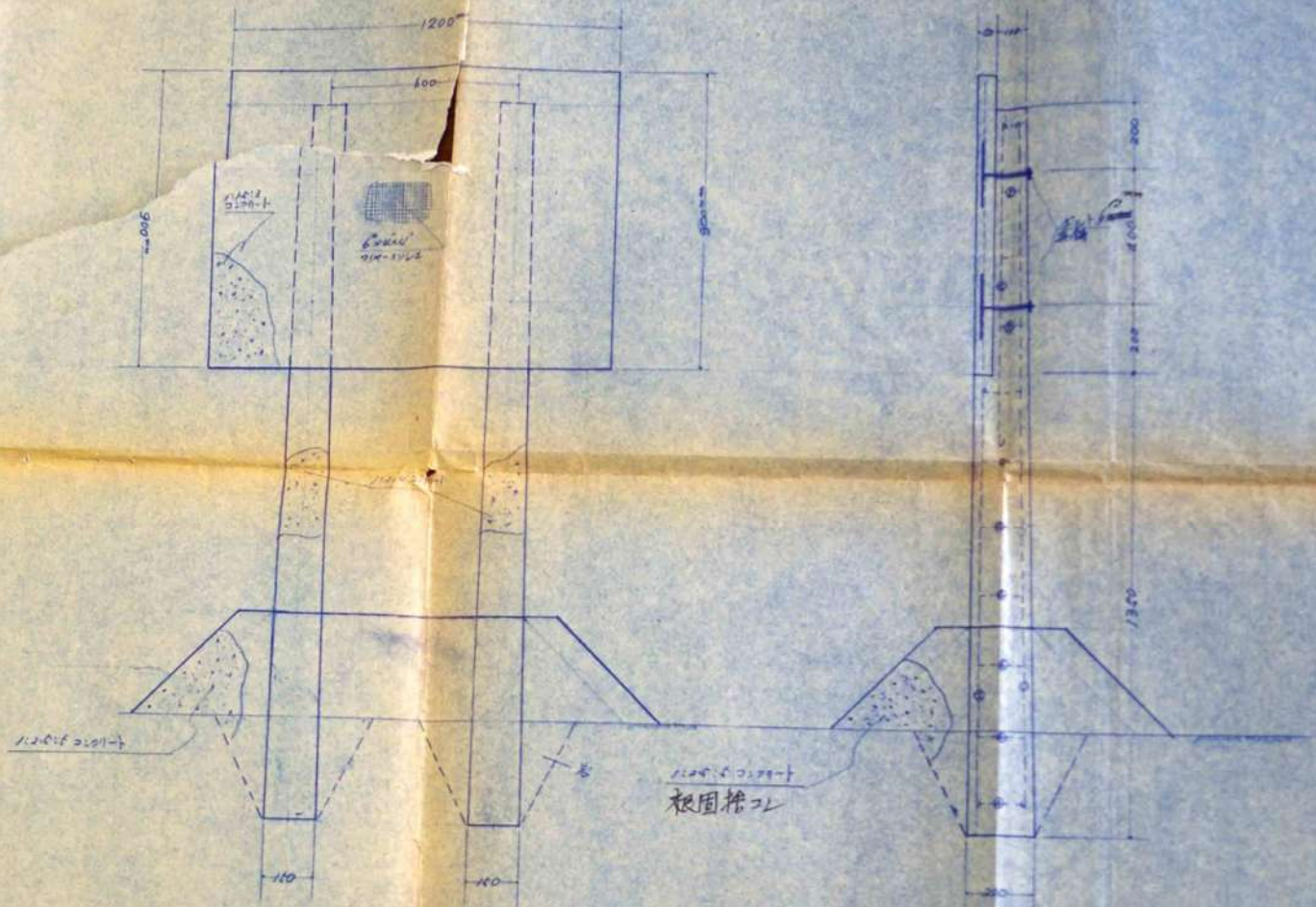
Erected by Government of the Ryukyu Islands
琉球政府建立す

琉球政府立

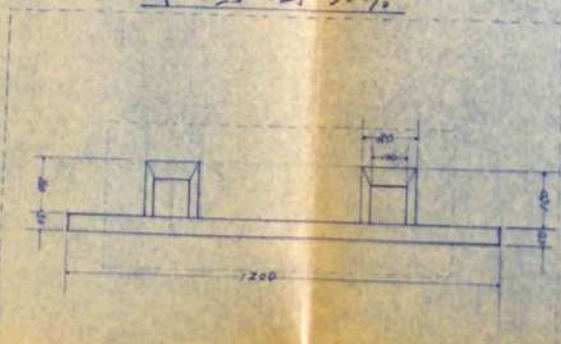
工 設 告 警 高 列 閣 尖

正 面 圖 $s=1/10$

側 面 圖 $s=1/10$



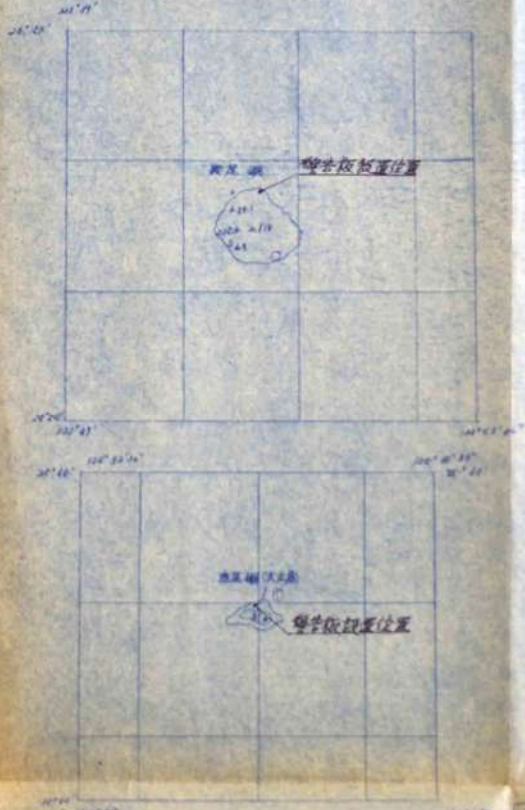
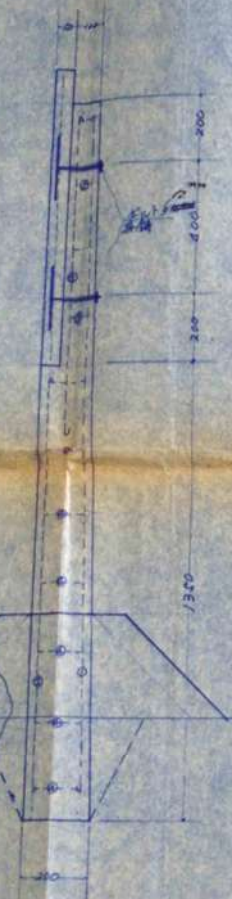
平 面 圖 $s=1/10$



鉄 出	
①	φ 10
②	φ 12
③	φ 14
④	φ 16
⑤	φ 18

警告板設置工事設計圖

側面圖 50%



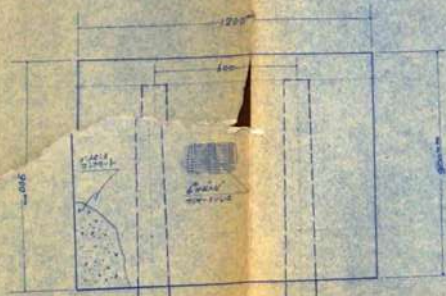
鉄筋数量表

部材	規格	長さ	数量
①	φ12	2180	8.00
②	φ12	1380	6.00
③	φ12	1130	6.00
④	φ12	200	6.00
⑤	φ12	200	1.00

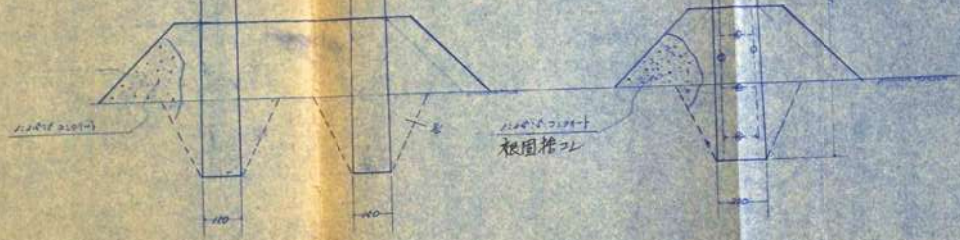
位置 石中平島 國利島
 沖南 尖閣列島 警告板
 設置 網野 板田 白田
 折原 野田 奇田 城川
 一葉中 / 北洋
 〇〇〇〇〇〇〇〇

尖閣列島警告板設置工事設計圖

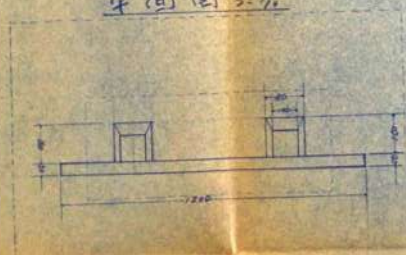
正面図 1/50



側面図 1/50

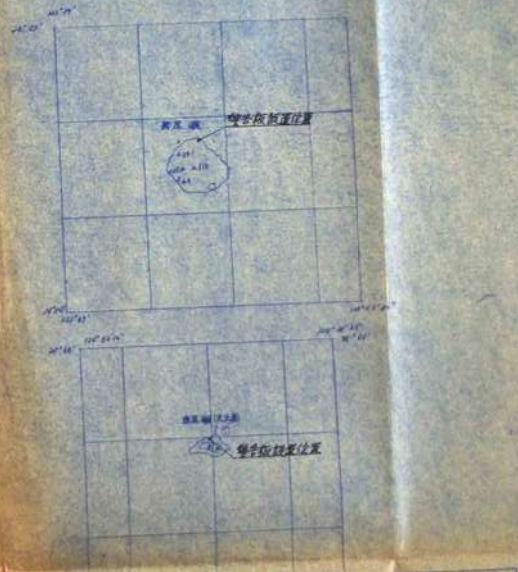


平面図 1/50



鉄筋数量表

鉄筋番号	長さ	本数	重量
①	1200	2	2.40
②	1200	2	2.40
③	1200	2	2.40
④	1200	2	2.40
⑤	1200	2	2.40
⑥	1200	2	2.40
⑦	1200	2	2.40
⑧	1200	2	2.40
⑨	1200	2	2.40
⑩	1200	2	2.40
⑪	1200	2	2.40
⑫	1200	2	2.40
⑬	1200	2	2.40
⑭	1200	2	2.40
⑮	1200	2	2.40
⑯	1200	2	2.40
⑰	1200	2	2.40
⑱	1200	2	2.40
⑲	1200	2	2.40
⑳	1200	2	2.40
㉑	1200	2	2.40
㉒	1200	2	2.40
㉓	1200	2	2.40
㉔	1200	2	2.40
㉕	1200	2	2.40
㉖	1200	2	2.40
㉗	1200	2	2.40
㉘	1200	2	2.40
㉙	1200	2	2.40
㉚	1200	2	2.40
㉛	1200	2	2.40
㉜	1200	2	2.40
㉝	1200	2	2.40
㉞	1200	2	2.40
㉟	1200	2	2.40
㊱	1200	2	2.40
㊲	1200	2	2.40
㊳	1200	2	2.40
㊴	1200	2	2.40
㊵	1200	2	2.40
㊶	1200	2	2.40
㊷	1200	2	2.40
㊸	1200	2	2.40
㊹	1200	2	2.40
㊺	1200	2	2.40
㊻	1200	2	2.40
㊼	1200	2	2.40
㊽	1200	2	2.40
㊾	1200	2	2.40
㊿	1200	2	2.40



位置 石垣市尖閣列島
 地名 尖閣列島
 説明 警告板設置位置
 作成者 青森設計院
 業中 / 建設局